

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に強いるシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。

根拠法令等

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。

都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律等について全国一定の水準を保つことは必要であると考えますが、地域森林計画を変更する場合において「対象とする森林の区域」や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更は、森林施業や保護の方法の規律等の変更は行わない極めて軽易な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。

また、同意対象事項を変更する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち
 - ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
 - ・造林面積その他造林に関する事項
 - ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

- 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)の(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみ判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 「対象とする森林の区域」は、森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採材積等と緊密に関係するとともに、「林道の開設及び改良に関する計画」は森林整備の基盤となるものであり伐採材積等に対応して計画することが重要であることから、両事項とも変更の場合であっても国との協議は必要である。

同意・協議事項について、変更が同意基準の範囲内であれば対象から除外するとの意見については、当該事項が基準の範囲内である旨の確認を要するため、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、軽微な変更の場合や同意基準の範囲内の場合は協議等に時間を要せず、公告・縦覧期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意等を通知することから、同意・協議又は協議に策定手続き上の負担や支障は生じないと考える。

(詳細は別紙のとおり)

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等の行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

- (a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いついて地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されることである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 「対象とする森林の区域」は、まさに森林の量自体に係る項目であり、同意・協議事項である伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積等と緊密に関係しているため、変更を行う場合であっても国と都道府県の協議は必要である。

また、「林道の開設及び改良に関する計画」については、森林の整備を進める上での基盤とな

るものであり、同意・協議事項である伐採立木材積等の計画量に対応して計画することが重要であるため、変更を行う場合であっても国と都道府県との間の調整を図る協議は必要である。

同意・協議事項の変更において、計画量の変更が大臣協議の同意基準の範囲内であれば同意対象から除外するとの意見については、国において当該事項が基準の範囲内である旨の確認が必要となることから、引き続き国との同意・協議は必要である。なお、変更内容が軽微な場合や同意基準の範囲内である場合は協議等に時間を要することなく、公告・縦覧の期間と並行して事前協議を実施すること等により、本協議においては直ちに同意の通知等を発出することとなることから、同意・協議又は協議を行うことに地域森林計画策定手続き上の負担や支障は生じないものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 46

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられているが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】
森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。

【提案事項・支障事例】
「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられており、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出としてほしい。
事前協議における調整期間がおおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。

根拠法令等

地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保育を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。

このため、全国158の森林計画区において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したもとの必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。

なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、

- ・任意的記載事項(森林の整備及び保全のために必要な事項)を協議から届出に見直し、協議対象を必要最小限の項目に限定

- ・2週間以内で行う事前調整が整っている場合には協議・同意の手続を速やかに行うよう措置したところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

<回答>

現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び実績等を勘案して計画数量を作成し、県民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林審議会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとされている。

また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。

提案内容は、計画策定において、県民や審議会等からの意見を踏まえ作業を進めながら、最後に国の関与によって修正が行われる可能性があるという制度の改善を求めているものであり、県として地域森林計画の内容は全国森林計画に即して整合するものとする森林法の趣旨については十分理解し、遵守するものであることから、協議・同意を廃止し、届出制としていただきたい。

全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち

- ・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・保安林の整備

に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。

○ 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。

○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないかと。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(i)(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。

○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量はその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を後追いで計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。

○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は同意・協議の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないと考えている。

(詳細は別紙のとおり)

301 都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止（福島県）

【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】

○ 地域森林計画に係る国の同意・協議を廃止した場合、森林の成長量に応じた伐採量や伐採量に応じた造林量、森林吸収源対策としての間伐量などの森林の取扱いの根幹に係る計画量について、全国的な視点から策定している国の計画との整合が図られず、森林の有する多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障を生じることとなる。

また、協議事項については、伐採や造林の方法等の指標となるものであり、森林所有者等が行う伐採、造林等に係る勧告・命令や森林経営計画の認定基準、ひいては森林経営計画を作成した森林や保安林に係る税制上の特例や各種補助金の要件につながるものである。協議を廃止した場合はこれらについて、全国的な視点から一定の水準（公平性）を確保することが困難となる。

なお、地域森林計画の策定に係る国の同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会第三次勧告に示された「(i) 同意を要する協議を許容する場合」(a)並びに(b)のメルクマールに該当するものと考えている。

(a)…法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
(b)…地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

○ 国の同意・協議が必要とされている地域森林計画における森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、間伐立木材積、造林面積、保安林の整備に係る計画量は、都道府県の区域を越える広域流域ごとに森林の総量的な管理を行うため国が全国森林計画で定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区ごとに定めている。

この都道府県が定める計画量の算出に当たっては、都道府県が地域の実情を踏まえた計画を策定できるよう、20%以内の増減の幅を設定しているところである。また、この増減の幅を20%としたのは、その範囲内であれば国が定める計画量とおおむね等しいと認められるためであり、この範囲を逸脱する場合は、総量を定める国の計画との整合性が図られず、ひいては森林の多面的機能の発揮に支障が生じるものと考えている。

なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおり実行されている一方、造林は計画を大幅に下回っている実態となっており、こうした実態を後追いついて地域森林計画が策定されることとなれば、行政としての政策目標を失い、将来にわたって伐採後の適切な造林が実施されないこととなり、森林の多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念されることである。

○ 仮に同意を廃止し、必要に応じ地方自治法に基づく是正の要求等を行うこととした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられることとなるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を委ねることは適切ではない。

さらに、地域森林計画の策定後に是正を行うことになれば、是正前に策定された地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画、さらにその計画に適合して森林所有者等が作成した森林経営計画や伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、訂正に多大の労力と時間を要することになるとともに、森林所有者等に予定外の費用負担を課すことになりかねない。さらに、森林経営計画を作成した森林所有者の山林所得に係る税制上の特例措置や森林環境保全直接支援事業等の補助を撤回することにもなりうる。

加えて、不適切な計画に基づき森林が伐採され造林されずに放置された場合には、その回復に長年月と多額の資金を必要とすることになる。

【提案団体からの意見への回答】

○ 平成25年の「義務付け・枠付けの第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は協議・同意の手続を直ちに行うことが可能となっている。

このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないものと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。
ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。
(参考)
2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に委譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

農林水産省の地方支部局の事務権限を都道府県に委譲するのか否かについては、農林水産省で判断されるべきものであって、中小企業庁が農林水産省の判断に意見することはできないと考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

重点事項通番: 25

管理番号	455	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管の組合に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。

ただし、代表理事の交替により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い決算書類等の届出先の都道府県が変わることも考えられることから、指導等の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。

(参考)

2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第34条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業地区が広域に及ぶものが存在する。

農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する政令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一的な対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立認可及び監督権限(厚生労働省(地方厚生局)所管業務)については、第4次一括法に関連する政令改正で都道府県に移譲されることとなっていることも踏まえ、地方農政局所管業務について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。

○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号、平成24年4月1日施行)」において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを措置しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措置を講じた上で、移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。

このような中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、総務省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係省庁とともに、検討していく考え。